

『メールマガジン』

産業廃棄物・一般廃棄物

私たちは不用品を総じて「ごみ」と呼びますが、ごみにも大きく分けて 2 種類あります。

その 2 種類は「家庭系から排出される廃棄物」と「会社から排出される事業系廃棄物」となり、更に「事業系廃棄物」は「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。

そして「産業廃棄物」はさらに細かく「プラスチック類」「鉄くず」「紙くず」などの種類があります。

同じ紙くずでも、産業廃棄物に該当するのは建設業・パルプ製造業・出版業等から排出される場合だけと規定されています。俗に言う「指定業種」と呼ばれるものになります。

「指定業種」に該当しない業種から排出される場合は事業を伴っていても事業系一般廃棄物となります。

産廃・一廃と廃棄物の種類が違うので当然ですが、収集運搬の許可も違います。

「不要な物を処分したいけど、どうすればいいのか分からない」

そんな時はリサイクルクリーンにお任せください。